

指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 各位  
指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長 水野 直樹

## 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型生活援助サービス（サービスA）及び 基本チェックリストの活用について（依頼）

日頃から、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における訪問型生活援助サービス（以下「サービスA」という。）及び基本チェックリストについて、活用していただくようお願いいたします。

### 1 サービスAの活用について

平成26年6月の介護保険法の改正に伴い、横浜市では平成28年10月にサービスAを開始しました。多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供を目的として、従前の介護予防訪問介護（現「訪問介護相当サービス」）よりも人員の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に、生活援助を行えるようにしたものです。

サービスAの対象者及び従業者等について、改めて整理しましたので、事業の趣旨を踏まえ、積極的な活用をお願いします。

#### (1) サービスAの対象となるケース

横浜市が示している「対象者となるケースとサービス提供の考え方」では、予防給付相当のサービスを必要とするケースを示しており、サービスAは、それに「該当しないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」を想定しています。

##### 【予防給付相当のサービスを必要とするケース】

ア 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース

イ ケアマネジメントで、以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース

(例)

- ① 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ② 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが特に必要な者
- ③ ごみ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
- ④ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
- ⑤ ストーマケア、インシュリン等、本人が行う医療的な処置等に対して見守りが必要な者
- ⑥ 不適切な介護状態にある者
- ⑦ 医師に指示された食事形態に配慮した調理等が必要な者

## (2) サービスAの従業者について

サービスAの従業者について、これまで横浜市が作成した標準テキストを使用して事業者が実施する研修を修了した者等としていましたが、令和3年4月から「介護に関する入門的研修（以下「入門的研修」という。）」の修了者を追加しました。入門的研修を横浜市が実施することにより、訪問介護事業所における研修実施の負担軽減を図るとともに、介護人材のすそ野を広げます。

※入門的研修…介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ21時間の研修

<人員の基準（抜粋）>

	訪問介護、 訪問介護相当サービス	訪問型生活援助サービス (サービスA)
従業者の員数	常勤換算2.5以上	必要数
従業者の資格要件	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者	・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ・一定の研修修了者 ・入門的研修修了者

## (3) オンラインによる入門的研修の実施について

令和3年9月1日から、新たな取組として、オンラインによる入門的研修を実施しています。詳細は別添のチラシをご参照ください。

## 2 基本チェックリストの活用について

総合事業では、要支援認定を受けたうえでサービスを利用するという方法に加え、基本チェックリストにより事業対象者の基準に該当した方が、介護予防ケアマネジメントを経てサービスを利用することができることとなっています。横浜市では、平成28年10月から市内全域で基本チェックリストを活用しています。

簡便な方法で対象者を判断し、必要なサービスにつなげることができ、有効期限もありませんので、積極的な活用をお願いします。

### (1) 基本チェックリストの基本的な考え方について

横浜市では、初めて介護保険サービス（給付・総合事業とも）を利用しようとする方には、原則として活用していません。初回認定時は介護保険認定申請をご案内します。

#### 【基本チェックリスト活用を検討する主な対象者】

ア 要支援1・2の方で介護保険の更新申請の際に、次のすべての項目に該当する方

- 65歳以上
- 必要なサービスが「総合事業のサービスのみ」
- 必要なサービスが、5,032単位以内
- 当面の間、予防給付のサービスを利用する見込みがない
- 介護保険制度以外の行政・民間サービス等で、要支援認定を受けていないと利用できないサービス等の利用していない
- 基本チェックリストによる手続きを希望

イ 区高齢・障害支援課または地域包括支援センターが必要と判断した方

(2) 基本チェックリストの実施主体

ア 地域包括支援センター

原則、3職種対応します。※予防プランナーでも可

イ 区役所

原則、保健師及び社会福祉職で対応します。

(3) 留意事項

事業対象者は要支援者に該当する方であり、要支援より軽度の方まで対象にすることは想定していません。「事業対象者の基準に該当しなかった方」「認定申請の結果「非該当」と判定された方」については、一般介護予防事業の利用等につなげていくことになります。

担当：健康福祉局高齢在宅支援課 総合事業担当  
電話 045-671-2405 FAX 045-550-3612

横浜市主催

受講料無料!!

# 介護に関する 入門的研修

# 介護 入門

オンライン講座の受講者募集!

～すき間時間を活用して  
介護の基礎を身につけられます～

自身・家族の将来のために!

介護の仕事の入門に!

## 対象者

介護に関心のある横浜市民の方

## 受講期間

令和3年9月1日(水)～令和4年3月22日(火)  
(申し込みは令和4年2月28日(月)まで。ただし、期限前であっても、定員に達した場合は受付を終了します。)

## 受講方法

申し込み後に送信される操作マニュアルに沿って  
アプリをダウンロードし、受講者ご自身の端末で  
21時間(30分×42本)のオンライン講座を視聴

## 受講可能な端末

パソコン(Windows10 64ビット版推奨)、  
スマートフォン、タブレット(iOS13以上、Android9以上)  
※いずれもカメラ付き

## 申込方法

ホームページの受付フォームに必要事項を記入して送信  
URL: <https://www.kanafuku.jp/services/other/gettingstarted.html>

## 費用

無料(通信料は受講者の負担)

QRコードから  
アクセス →



お申し込み・お問い合わせ

公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 TEL: 045-210-0788

URL: <https://www.kanafuku.jp/>

FAX: 045-671-0295

## 1. 入門的研修とは

「介護に関する入門的研修」は、これまで介護に関わりがなかった方が、介護に関する基本的な知識を身につけることができる研修です。厚生労働省が定める 21 時間の研修で、すべてのカリキュラムを受講すると、横浜市から「修了証明書」を発行します。介護の仕事につくことを目指している方には、ステップアップにつながります。



### 受講のポイント



#### すき間時間の活用

・お持ちのスマートフォンやタブレットで、好きな時間にオンライン講座を受講



#### 介護のことを自分自身のこととして学べる

・自分や家族に介護が必要になった時に役立つ



#### 介護の知識を楽しく学べる

・現場に携わる講師からの熱いメッセージ



#### 自分のペースで学べる

・1科目は30分程度 動画は42本



#### スキルアップになる

・介護職員初任者研修の科目が一部免除となる場合もある（各自治体による判断あり）

### この機会にすき間時間を活用して介護について学びませんか？

講義動画では、講師と受講生が対話する姿を視聴することで、介護の専門的な知識と技術を一緒に学んでいきます。



(監修)  
白井 孝子  
東京福祉専門学校  
副学校長

「介護について知りたい  
という方の受講をお待ち  
しています。」



### 研修カリキュラム

科目	時間数
◎ 介護に関する基礎知識	1.5 時間
◎ 介護の基本	1.5 時間
◎ 基本的な介護の方法	10 時間
◎ 認知症の理解	4 時間
◎ 障害の理解	2 時間
◎ 介護における安全確保	2 時間
合計	21 時間



(受講生役)  
中村優子  
〈プロフィール〉  
元民放アナウンサー・  
インタビュアー

「私と一緒に介護の世界を  
覗いてみましょう！」

## 2. 受講申込から修了証明書発行まで

- 1 受講希望者は、(公社)かながわ福祉サービス振興会のホームページから受講申込を行います。
- 2 受講決定者には、「入門的研修」アプリのID・パスワードがメールで、テキストが郵送で届きます。
- 3 受講決定者は「入門的研修」アプリをダウンロードし、講義動画を視聴します。
- 4 すべての講義動画の視聴が終わると修了レポートの提出依頼がメールで届きます。
- 5 修了レポートを提出すると横浜市から「修了証明書」が届きます。

### <留意事項>

- ・お申し込みの際に記入していただいた個人情報、入門的研修の受講に係る連絡・修了証明書の発行等の目的に限り利用します。なお、記入していただいた氏名・生年月日・住所を住民基本台帳の情報と照合し、一致しない場合は、確認の連絡をさせていただきます。
- ・受講いただいた方の年齢層、職業、感想等の情報を、講義動画の検証のため、制作者である産経新聞社に提供します。なお、個人が特定できる情報は提供しません。
- ・産経新聞社が運営する研修受講を応援するコミュニティサイトの紹介を、お申し込みいただいたメールアドレスに送らせていただきます。
- ・動画を視聴する際、受講者ご本人が受講していることを確認するため、顔認証システムが稼働しています。動画から視線を外したり、受講者以外の方が視聴すると、動画の再生が停止するシステムになっていますのでご承知おきください。なお、マスクを着用していると、顔認証できない場合があります。
- ・顔認証システムが稼働していることにより、端末の電池の減りが早くなる場合があります。外出先で視聴の際にはご注意ください。
- ・講義動画は、子育てを終えた層向けに作成したものとなっていますが、研修内容はどなたでも受講いただけるものです。
- ・講座の一部のみの受講はできません。21時間すべての講座を学習していただくカリキュラムとなっています。